

ID: 1914

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

<b>処分の概要</b>	地域脱炭素化促進事業計画の認定
<b>法令名称 根拠条項</b>	地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の2第3項
<b>法令番号</b>	平成10年法律第117号
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画の認定)</p> <p>第22条の2 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画(以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。)を作成し、地方公共団体実行計画(第21条第5項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。)を策定した市町村(以下「計画策定市町村」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 地域脱炭素化促進事業の目標(温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。)</p> <p>(3) 地域脱炭素化促進事業の実施期間</p> <p>(4) 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容</p> <p>(5) 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容</p> <p>(6) 第4号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲</p> <p>(7) 第4号の整備及び第5号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>(8) 第4号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項</p> <p>イ 地域の環境の保全のための取組</p> <p>ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</p> <p>(9) その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 計画策定市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること。</p> <p>(2) 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>(3) その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文並びに地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第5条及び第6条の規定による。</p>	

(地域脱炭素化促進事業計画の認定基準)

第5条 法第22条の2第3項第2号の地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。
- (2) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。
- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。

第6条 法第22条の2第3項第3号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置(当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。)その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。
- (2) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第4条第1号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が20キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。
- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。
- (4) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種別に応じて適切に事業を実施するものであること。
- (5) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。
- (6) 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年4月1日

ID: 1915

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定
法令名 根拠条項	地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の3第1項
法令番号	平成10年法律第117号
<b>【根拠条文】</b> (地域脱炭素化促進事業計画の変更等) 第22条の3 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。)は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。	
<b>【基準】</b> 根拠条文及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第9条の規定による。 (地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更) 第9条 法第22条の3第1項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (1) 認定地域脱炭素化促進事業者の変更 (2) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更(色彩の変更にあつては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第22条の2第4項第5号又は第6号に掲げる行為を記載した場合に限る。) (3) 前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更 (4) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更 (5) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更 (6) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更 (7) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更 イ 地域の環境の保全のための取組 ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 (8) 前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更	
標準処理期間	15日
備考	

<b>設定年月日</b>	令和4年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年4月1日

ID: 353

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	犬の登録及び鑑札の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第4条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
<b>【根拠条文】</b> (登録) 第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 354

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	犬の予防注射済票の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第5条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
<b>【根拠条文】</b> (予防注射) 第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 355

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	犬の鑑札の再交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法施行令 第1条の2		
法令番号	昭和28年政令第236号		
<b>【根拠条文】</b> (鑑札の再交付) 第1条の2 市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 356

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	犬の予防注射済票の再交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法施行令 第3条		
法令番号	昭和28年政令第236号		
<b>【根拠条文】</b> (注射済票の再交付) 第3条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1211

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	工事設計の確認(法第48条の2第1項における読替え)
法令名 根拠条項	水道法 第32条
法令番号	昭和32年法律第177号
<b>【根拠条文】</b> (確認) 第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文及び法第33条の規定による。 (確認の申請) 第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他国土交通省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) (2) 水道事務所の所在地 3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 1日最大給水量及び1日平均給水量 (2) 水源の種別及び取水地点 (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果 (4) 水道施設の概要 (5) 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造 (6) 浄水方法 (7) 工事の着手及び完了の予定年月日 (8) その他国土交通省令で定める事項 5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によつては適合するかないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。 6 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもつてしなければならない。	
標準処理期間	申請を受理した日から起算して30日以内(法第33条第6項)
備考	

設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 333-1

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
<b>【根拠条文】</b> (一般廃棄物処理業) 第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 2～4 略 5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配	

- 力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- へ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
  - ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
  - チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの
  - ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
  - ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

**【基準】**

根拠条文及び省令第2条の2の規定による。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

- イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

<b>標準処理期間</b>	30日
<b>備考</b>	

**【共通担当部署】**

市民生活部 環境・経済室 環境課

市民生活部 環境・経済室 環境施設課

**設定年月日**

平成28年4月1日

**最終変更年月日**

令和7年6月1日

ID: 1455-1

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第2項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<b>【根拠条文】</b> (一般廃棄物処理業) 第7条 2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
<b>【共通担当部署】</b> 市民生活部 環境・経済室 環境課 市民生活部 環境・経済室 環境施設課			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 335-1

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の2第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
<b>【根拠条文】</b> (変更の許可等) 第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。 2 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。 3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。 4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。 5 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第5項第4号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。	
<b>【基準】</b> 根拠条文及び法第7条の2第2項において準用する法第7条第5項(第3号の規定による省令第2条の2を含む。)の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた	

日から5年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

省令第2条の2

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

- イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>	<p>【共通担当部署】</p> <p>市民生活部 環境・経済室 環境課</p> <p>市民生活部 環境・経済室 環境施設課</p>		
<b>設定年月日</b>	平成28年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和7年6月1日

ID: 181

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	浄化槽清掃業の許可
法令名 根拠条項	浄化槽法 第35条
法令番号	昭和58年法律第43号
<b>【根拠条文】</b> (許可) 第35条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。 3 第1項の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。 4 市町村長は、第1項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文及び法第36条の規定による。 (許可の基準) 第36条 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 (2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 へ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法	

人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員のうちイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 5345

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可(変更及び廃止許可を含む。)		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第10条		
法令番号	昭和23年法律第48号		
<b>【根拠条文】</b> 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日